

日本書紀訓考

關四郎太註解

十

47
1530
100



伊門
善卷
1530
10



日本書紀訓考十卷

越後國柏崎 關 四郎太 謹撰

神代下二之卷

二神於是降到出雲國五十田

狹之小江則拔十握劍倒植於

地踞其鋒端而問大巴貴神曰

○日本書紀訓考十卷

一

明治十七年
八月
日
齋宗

高皇產靈尊欲降皇孫君臨此
タカミムスビノミコトニコノクニラシメサシメムトコトヨサシタ
 地故先遣我二神駟除平定汝
マヒテカレマヅアレフタバシラフツカハシテ
コトムケシタマフナガ
 意何如當須避不時大已貴神
コ、ロハイカニヅハヤサリマウルベシトニタマハバ
オホナムヂノカミ
 對曰當問我子然後將報是時
コタヘマツラク
アガコトハカリテ
マラサトマラシキコノトキ
 其子事代主神遊行在於出雲
ソノミココトシロヌシノカミハ
オナジクニノミホノ

國三穗三穗此之倚以釣魚為
サキニイデサムスサ
云美保之倚以釣魚為
 樂或曰遊故以熊野諸手船亦
マシキアルフミニトリカレクマヌノモロダ
鳥為樂
名
 天鳩載使者稻背脛遣之而致
アメハトイナセハギラノセツカハシ
テタカミ
 高皇產靈尊勅於事代主神且
ムスビノミコトノオホミコトヲコトシロヌシノカミニノラシメ
マタ
 問將報之辭時事代主神謂使
カヘリゴトマラサムサマラトヒタマフコ、ニコトシロヌシノカミソノツカヒニ

者コタヘケルハ曰アマツカミノ今天神有此借問之ミコトモテカクトハスレバ勅我アガ

父チ宜サリマツルベシ當奉避アレモ吾亦不可違タガハジトマラシテ因於ワタ

海中造八重ナカニヤヘノアラフシカキヲ蒼柴サイコレヲ柴此フシ籬踏ツクリフナ

船ヘラフミ柁セム此コレ而避之テカクリマシキ

於是を初ふ讀次小○二神ハ布多波志良能加美と訓
べし○五十田狹小汀也上訓考八卷小出○降到へ返

了久ク太利都リ幾キ○則スレバ捨テ○倒レ佐加サカ佐麻サマ○植ハ佐サ

志多シタ互タ々々と訓ベシ古事記古事記小拔トコ十掬トコ劍ツルギ逆刺サシ立于浪ニナ

穗ホとハ同傳同傳十四十四丁丁是是劍ツルギを以テ指サシてテ故コト避ヒ

と云ト出デ○鋒ト佐紀サキと訓ベシ○意ハ籠たき捨テ○踞ス

阿具美アキミ為ニ互タと訓ベシ下下三三丁丁小寬坐コクワ古事記古事記處トコロ此此小

跌フミとハ同傳同傳十四十四丁丁今今世世小大コオホ六六めめくと云トと出デ

て此此小踞スとハ同傳同傳十四十四丁丁今今世世小大コオホ六六めめくと云トと出デ

今本小訓より依べし、又同傳ふ今此神の如此爲給ふ
ハ皆天神ハ御使乃絶れて奇しく靈き威徳ハ事
を示せ給なりと有り、又警華山蔭ハ上ハ二神と云
間ハ多ハハハと云せられど上ハ二神と
あきバ二神各劍を擬て然きくきく形と
君ハ美古能美古登と訓、皇孫の下ハ君字を添
ふふわ米づら、この漢文ハ書き君ハ下ハ屬字
あり、はせど今ハ上ハ屬て讀故ハ
かくり云あり、是ハ美古とい天津彦々火瓊々杵
尊と申し給ふなり、○臨此地ハ此久爾乎志呂志米
佐志米武登と訓べし、○欲降へ返て言與佐志給比互
と訓て、○駭除二字ハ加利波良比と訓字ハ捨べし
と次ハ平定ハ事足バ

○平定ハ事年氣志米給布、○當須避須ハ波夜と訓べ
此字漢籍ハ須倍加良久と訓る、速ヤケと云處
ハ用カケル此ハ其意ハ見ルべし、今本の中ハ
ハ當須二字ともハ、ハ此當の下ハ問給閉婆と讀屬
べし、ハ高皇產靈尊ハ御言ハ此國土ハ皇孫之御子
尊ハ所知食國と云、大己貴神ハ二柱神ハ宣なり、古
事記曰、問其大國主神言、天照大御神高木神、ハ高皇產
靈尊乃亦
御名命以問使、之汝之字志波祁流葦原中國者我御子
之所知國言、依賜故汝心奈何とあり、○不ハ捨べし、
今本ハナヤと訓るハ、万葉四の十二丁ハ不聽十六乃
九丁ハ、ハ六の五十五丁ハ、ハ不欲ありて古言ハ
古今集廿五、伊奈夜思、ハとあり、ハ讀べく思ハ
きど、ハ思ハ、ハ此ハ漢文ハ書れ、ハ讀べく思ハ、ハ皇國言ハ

伊奈夜と云結たりるけき捨べし、今、俗言よ
伊夜と云る、伊奈夜乃村を通り、云る、古今集
の伊奈夜を略け子よ、何れ、さる、
又、不、俯、九、切、與、否、同、と、字、書、ま、り、
○時○當も捨
當、宇、を、好、て、甚、多、く、用、を、ま、ら、り、凡、て、紀、中、
と、多、き、
○問、ハ、波、加、利、互、と、訓、べ、し、此、の、問、ハ、議、事、形、り、
○然後、二、字、捨、べ、し、
○將、報、ハ、申、佐、牟、登、申、志、氏、と、訓、ふ、
下、の、申、志、ハ、辭、多、し、古、事、記、ハ、爾、答、白、之、僕、者、不、得、自、我、
子、八、重、事、代、主、神、是、可、白、と、あり、○事、代、主、神、ハ、同、記、よ、
大、國、主、神、娶、神、屋、楯、比、賣、命、生、子、事、代、主、神、又、上、よ、引、り、
此、ハ、ハ、八、重、事、代、主、神、又、姓、氏、録、和、泉、國、神、別、長、公、條、積、羽、八、重、
事、代、主、神、神、名、帳、大、和、國、廣、瀨、郡、都、波、八、重、事、代、主、命、と、り、

名義古事記傳十一 六十丁 事ハ字此如く、代ハ加茂
て、其、利、ハ、留、志、の、切、き、る、事、代、ハ、事、此、驗、形、り、と、云、
き、たり、又、代、ハ、領、此、意、と、り、む、り、又、積、羽、と、り、下、よ、
積、羽、と、り、と、爲、給、ふ、と、云、と、出、は、く、此、神、此、鎮、坐、御、社、ハ、
出、雲、國、造、神、賀、詞、ハ、事、代、主、命、能、御、魂、乎、字、奈、提、爾、坐、賀、
夜、奈、流、美、命、能、御、魂、乎、飛、鳥、乃、神、奈、備、爾、坐、天、皇、御、孫、命、
能、近、守、神、登、貢、置、天、と、り、
宇、奈、提、ハ、和、名、抄、ハ、大、和、
國、高、市、郡、雲、梯、宇、奈、天、鄉、
万、葉、七、の、卅、三、丁、ハ、真、鳥、倭、卵、名、手、之、神、社、之、云、云、十、二、
の、廿、八、丁、ハ、不、想、乎、想、常、云、者、真、鳥、倭、卵、名、手、乃、杜、之、神、
思、將、御、知、と、り、今、時、ハ、雲、梯、村、ハ、事、代、主、神、乃、亦、名、云、云、
の、廿、七、丁、ハ、賀、夜、奈、流、美、命、ハ、事、代、主、神、乃、亦、名、云、云、
葉、の、不、想、乎、と、何、家、ハ、言、の、信、み、く、事、代、主、神、乃、亦、名、云、云、
と、り、ハ、古、事、記、ハ、神、名、帳、ハ、高、市、郡、飛、鳥、坐、神、社、四、座、並、名、
神、大、月、次、相、嘗、新、嘗、と、あり、御、社、ハ、神、賀、詞、ハ、云、云、賀、夜、
奈、流、美、命、能、御、魂、乎、飛、鳥、神、奈、備、爾、坐、天、と、云、云、是、形、り、

又同詞、事代主命能御魂乎、宇奈提爾坐とあり、神
名帳、高市郡加夜奈留美命神社と云、御社あり、即
三代實錄、二貞觀元年正月、從五位下賀夜奈流美神、檢
正四位下、とあり、又飛鳥乃神奈備、古事記傳十一の
六十六丁神賀詞、此後釋をどみ、此神社の古の地、今
雷村と云、所あり、其、何、り、み、低、き、山、此、は、是、郎、神、奈
備、山、形、り、雷、岳、と、云、し、此、山、あり、然、る、ふ、天、長、六、年、三
月、神、の、託、宣、し、依、て、此、御、社、と、同、郡、鳥、形、山、と、云、み、遷、さ
見、え、り、と、あり、神、名、帳、此、餘、み、大、和、國、高、市、郡、高、市
御、縣、坐、鴨、事、代、主、神、社、新、嘗、あり、古、事、記、傳、み、今、高、殿
宮、と、稱、也、天、香、山、の、少、し、西、方、あり、三、代、實、錄、二、み、大、
貞、觀、元、年、正、月、み、從、一、位、と、授、奉、給、ふ、と、あり、と、出、又、葛
上、郡、鴨、都、波、八、重、事、代、主、命、神、社、二、座、名、神、大、月、次、あり、
相、嘗、新、嘗、あり、
村、み、今、御、所、又、神、祇、官、祭、神、八、座、此、中、み、事、代、主、神、又、阿
波、國、阿、波、郡、勝、浦、郡、み、と、同、神、神、社、あり、又、攝、津、國、嶋、下、

郡三島鴨神河邊郡鴨神社とあり、此、神、乃、多、く、
鴨、と、云、り、此、神、は、
由、縁、あり、は、あり、
は、坐、て、此、神、坐、り、
彦、天、皇、此、后、五、十、鈴、媛、命、此、御、父、み、
皇、生、坐、て、天、津、日、繼、知、
傳、坐、天、皇、乃、初、此、大、御、祖、み、
萬、代、み、崇、み、給、ふ、上、み、其、大、神、あり、
命、み、讓、給、り、御、功、と、類、無、き、
八、神、乃、中、と、
九、卷、み、此、神、人、み、著、て、吾、者、高、市、社、所、居、神、名、事、代、主、神

去るべし又樂ありと和謝と訓べしある後世に業と
ら樂字よて心得べし○熊野諸手船ハ上一卷ハ天磐
椽樟船又葦船ハ下十卷ハ三ノ名其船曰枯野續紀三ノ船
號佐伯廿ノ船名播磨速鳥廿四ノ船名能登万葉四五
丁ハ筑紫船七と十二ノ松浦船十四丁ハ六ノ安之我良乎
夫禰廿丁ハ伊豆手夫禰神名帳山城國愛宕郡貴布禰
神社あり何れと同一熊野ノ地名あり紀伊國乃熊野
みく作き多船なりと出雲國あり熊野と云地あり
諸手ハ船名なり此意ハ通證六丁ハ十八ノ言船也と出
此紀竟宴集ハ得事代主命瀨胡斗能驪○亦名ハ同傳
俄斯古美傳胡楚毛路陀布禰云云とあり

説の内なり、しきど今本はまゝ、細書と名し置る例
ハ上訓考九卷云々○天鳩船ハ下、一書ハ天鳥船と
同く疾く行船を云ふ名なり、しきど鳩と何れと、此字の
意あり何れで速飛レ夜と夫と略多事なり、速と波
と云ふも未だ思ひ得レ飛を登とのみ云ふも古事記
廬戸宮天皇御子ハ倭飛羽矢若屋比賣と、此紀ハ倭
迹迹雅屋姫命とあり鳥レ飛渡るを釋紀ハ播磨國風
土記ハ仁徳天皇御代甚大なる捕有レを伐レ、船
ハ造レ、其船飛ガ如迅かり、故テ速鳥と號ト云
事何れを思ひ渡レ、○使者ハ漢文ハ置き、皇
國言あり、箱背脛使者

と何多^ビ一^ハは^クの 二字捨^ビ一^ハ ○稻背脛名義稻^ハ借
文續^ハ伊^ハ發語^ハ那^ハ長^ハ乃^ハ賀^ハを略^ケる言^ハなり長^ハを那
字^ハよて伊^ハ發語^ハ那^ハ長^ハ乃^ハ賀^ハを略^ケる言^ハなり長^ハを那
と云^ハ事^ハ上^ハ訓^ハ考^ハ五^ハ 出^ハ又^ハ背脛^ハの字^ハは如^クなり一^ハハ
長^ハきよ合せ^ハく背^ハの長^ハかり^ハ一^ハハ疾^ハくあ
起^ハ不^ハ便^ハよき者^ハ那^ハれ^ハ御^ハ使^ハとせ^ハき^ハ一^ハハ疾^ハくあ
上^ハ小^ハ大^ハ背^ハ飯^ハ三^ハ熊^ハ大^ハ人^ハと何^ハ多^ハと同^ハ神^ハなり一^ハハ
見^ハる^ハと下^ハ大^ハ足^ハ彦^ハ忍^ハ代^ハ別^ハ天^ハ皇^ハ御^ハ子^ハ小^ハ稻^ハ背^ハ入^ハ彦^ハ皇^ハ子^ハ
と申^ハ坐^ハ坐^ハ久^ハ訓^ハ考^ハ五^ハ 出^ハ又^ハ背脛^ハの字^ハは如^クなり一^ハハ
て○高^ハ皇^ハ産^ハ靈^ハ尊^ハ今^ハ本^ハ尊^ハ字^ハ無^ハ一^ハ上下^ハは例^ハ子^ハ依^ハ今
加^ハふ○勅^ハハ美^ハ古^ハ登^ハ○致^ハ一^ハ返^ハり^ハ能^ハ良^ハ志^ハ米^ハ○將^ハ報
之^ハ辭^ハハ返^ハ利^ハ言^ハ申^ハ佐^ハ牟^ハ佐^ハ麻^ハ乎^ハと訓^ハ一^ハ佐^ハ麻^ハを辭^ハ字

小^ハ充^ハ一^ハ佐^ハ麻^ハと其^ハ物^ハ其^ハ言^ハを指^テ云^ハ辭^ハ那^ハれ
バ辭^ハ字^ハハか^ハ多^ハ一^ハ訓^ハ考^ハ七^ハ 出^ハ○謂^ハ使^ハ者^ハ曰^ハ使^ハ者^ハを
其^ハ都^ハ加^ハ比^ハと訓^ハ一^ハ稻^ハ背^ハ脛^ハを云^ハ謂^ハ曰^ハハ古^ハ多^ハ閑^ハ氣^ハ流^ハ波^ハと
訓^ハ一^ハ○今^ハの捨^ハて○天^ハ神^ハハ高^ハ皇^ハ産^ハ靈^ハ尊^ハを指^テ申^ハ
と多^ハなり^ハ一^ハ上^ハ小^ハ此^ハ一^ハ條^ハハ專^ハら^ハ此^ハ神^ハハ執^ハ行^ハ給^ハふ
故^ハなり^ハ一^ハ天^ハ神^ハと申^ハは^ハ御^ハ名^ハを略^ケる事
て正^ハ一^ハ天^ハ照^ハ大^ハ神^ハと高^ハ皇^ハ産^ハ靈^ハ尊^ハとの申^ハは
一^ハ書^ハ一^ハ天^ハ鈿^ハ女^ハ命^ハは言^ハふ天^ハ照^ハ大^ハ神^ハ
子^ハ所^ハ幸^ハ道^ハ又^ハ衢^ハ神^ハ乃^ハ對^ハ曰^ハ小^ハ天^ハ照^ハ大^ハ神^ハ子^ハ今^ハ當^ハ降^ハ行^ハ云^ハ云^ハ
と何^ハ多^ハ一^ハ上^ハ代^ハ乃^ハ語^ハあり^ハ一^ハ猶^ハ委^ハく云^ハむ先^ハ上^ハ

返て毛知^テと訓○此の加久○借問之の登波須礼婆
と訓○宜^{漢文格}の捨て○不可違の多賀波自登申志
互○因の捨べ[〓]○蒼柴籬の古事記傳十四^{十七}小
青柴の柴乃籬を云[〓]所[〓]と[〓]字[〓]比[〓]如[〓]柴乃事[〓]出○
り中昔乃歌乃[〓]布志斯婆[〓]と[〓]重[〓]る[〓]云[〓]り[〓]と[〓]
船[〓]柁[〓]の[〓]船[〓]乃[〓]邊[〓]乃[〓]凡[〓]邊[〓]と[〓]云[〓]の[〓]端[〓]を[〓]云[〓]多[〓]久[〓]
五十三丁[〓]乃[〓]端[〓]邊[〓]船[〓]中[〓]を[〓]置[〓]て[〓]左[〓]右[〓]端[〓]を[〓]倍[〓]と[〓]
比[〓]約[〓]乃[〓]乃[〓]と[〓]あり[〓]船[〓]中[〓]を[〓]置[〓]て[〓]左[〓]右[〓]端[〓]を[〓]倍[〓]と[〓]
云[〓]乃[〓]り[〓]○避[〓]之[〓]の[〓]上[〓]乃[〓]此[〓]字[〓]を[〓]古[〓]利[〓]
乃[〓]多[〓]乃[〓]依[〓]て[〓]加[〓]久[〓]利[〓]坐[〓]幾[〓]と[〓]訓[〓]べ[〓]同[〓]傳[〓]十[〓]四[〓]十九[〓]小[〓]青[〓]
柴籬[〓]乃[〓]隱[〓]坐[〓]て[〓]あり[〓]加[〓]久[〓]利[〓]と[〓]云[〓]言[〓]乃[〓]此[〓]ハ[〓]蒼[〓]柴[〓]籬[〓]乃[〓]
隱[〓]給[〓]ふ[〓]と[〓]云[〓]乃[〓]が[〓]此[〓]次[〓]乃[〓]父[〓]乃[〓]大[〓]神[〓]比[〓]八[〓]十[〓]隈[〓]將[〓]隱[〓]去[〓]

矣と何多如く此神も同く海底入坐て現御身の永
く隠給ふ事を含めたり又此紀あり三穗之碕小罷
し使やぶて其處より詔命を説て事代主神比海よ入
坐し三穗之碕より乃事乃きば古事記の伊那佐之
小濱へ徴來つるとも異なり又次よ使既還報命故大
己貴神云云と何多を以て見きば此使ハ大己貴神乃
遣し使ありゆきばあや式小出雲郡小何多社ハ大穴
持伊那西波伎神社と有りあり又磐華山陰ハ此處
踏領て天逆乎を打給へば其船怒み青柴垣と變化
其垣乃内小隱せ給ふと云ふ是古傳乃中あり其趣
甚明らかし開えくを此の文ハ避之と云ふ蒼柴籬
を造き多し何の用とあり船柁を踏と云ふは

事乃及是彼天逆手を打て船を青柴垣（イ）と云
 事乃漢めりぎを嫌て是を除去を修り替らきた
 事乃依てかく聞えぬ事古事記曰故爾遣天鳥船神（イ）
 來八重事代主神而問賜之時語其父大神言恐之此國
 者立奉天神之御子即蹈頰其船而天逆手矣於青柴垣
 打成而隱（イ）
 也とあり

使者（イ）既還報命故大巴貴神則
 以其子之辭白於二神曰我怙

之子既避去矣故吾亦當避如
 吾防禦者國內諸神必當同禦
 今我奉避誰復敢有不順者乃
 以平國時所杖之廣矛授二神
 曰吾以此矛卒有治功天孫若

用此矛治國者必當平安今我アレハ

當於百不足之八十隈將隱去ヤソクマデニカクリリナム

矣ト隈クワイ此コレ云バクマ言訖遂隱於是二神マヲシフハリテツヒニカクリマシキコニフタバシラノカミ

誅諸不順鬼神等果以復命モロノノマツロハヌカミラコトムケテ

二神遂誅邪神及草木石類皆フツミカツチノカミシラアラケルカミロマタキクサイハノタケヒラコトヒヲコトムケシ

平マツロヒキ了ソノチカニ其所不服者唯星神香マツロヒキソノチカニマツロヒキモノハカニホシノカミカ

香背男耳故加遣倭文神建葉
槌命者則服故二神登天也倭
文神此云斯
梨俄未

使者ハ、伊那勢波疑イナセハヒと名ナ訓ツて上ウム、古コ々々ルルと讀ヨ添ソベ
〇既スハ捨ステ〇故レハ、申マウ志シ氣キ禮レ婆バ小コ當ト訓ツベシ、
大オホ巳ミ貴キ神カミ小コ申マウをシありキ、
古コ事コト記キ傳ツふコト云ク、
大オホ巳ミ貴キ神カミ乃ニ有リ、
古コ事コト記キみコト此コト次ツギ小コ故レ爾ニ問ト其ノ大オホ國クニ主ミコト、
神カミ今イマ汝ニ子コ事コト代カタ主ミコト神カミ如シ此コト白ク訖マ亦モ有リ可ク白ク子コ乎カ於レ是ノ亦モ白ク、
之ノ亦モ我ガ子コ有リ建タテ御ミコト名ナ方カタ神カミ除ヘ此コト者ノ無シ也ナリ、
如シ此コト白ク之ノ間マ其ノ建タテ

御名方神千引石擊手末而來言誰來我國而忍々如此
物云然欲爲力競故我先欲取其御手故令取其御手者
卽取成立冰亦取成劍又故爾懼而退去爾欲取其建御
名方神之手乞歸而取者如取若葦楹批而投離者卽逃
去故追往而迺到科野國之洲羽海將殺時建御名方神
白恐莫殺我除此地者不行他處亦不違我父大國主神
之命不違八重事代主神之言此葦原中國者隨天神之
御子命獻故更且還來問其大國主神汝子等事代主神
建御名方神二柱者隨天神御子之命勿違白訖故汝奈
何建御名方神ハ、神名帳ハ、信濃國諏訪郡南下方
美神社二座名神大トアリ是、形リ、下三十

卷六、五年八月云云祭龍田風神信濃須波神水内等神
とあり是ハ秋小形リヤ風吹ぎヲ爲ス祭ラセリ
事訓考六十四卷九 是を此紀より此より下一書等小
略考 事代主神ハ申セシ御言ヲ文聞也
其ハありシハ ○則ハ捨テ ○以ハ辭ヨリ返テ麻爾
麻爾と訓ベシ古事記より事代主神と建御名方神と
二柱ありバ僕子等二神隨白とあり ○於二神曰ハ二
柱能神爾申志給波久と訓ベシ是ハ武甕槌神と經津
主神なり ○怙之ハ多能米利志と訓ベシ下廿三卷ハ
歌ふ于泥備椰摩虛多智于須家苔多能彌介茂氣菟能
和區吳能虛茂邏勢利祁牟万葉より多くあり詞あり

其中小假字小書る者五丁卅九大船乃於毛比多能無
爾十四丁五伊麻思乎多能美波播爾多我比奴あどあ
ま言意ハ多イ度乃毗を略き能美ハ祈り記傳ハ古事
四十六丁二乞祈方ハ云とあり祈とさて度祈と云ハ
云言ハ起ハる願ハ意ハおつるありさて度祈と云ハ
人又言を打任せし置事なり度々願ハ意ハありし
た多言なりさるを通證四乃五十七丁二田實あ
りとありゆハ多能牟と云ハ異意とせむあさ
あち古事記傳十四丁十三此時既ハ大穴牟遲神ハ年
老坐て多事代主神ハ事ヲ讓給ひて事代主神ハ真
盛ハ威勢有けむと云き如きを怙之とい云給ハる
るべし○既ハるハ速くと云既ハあり○避之ハ事代

主神ハ踏船柁而避之と何多を云給ハあきバ加久利
都○當避ハ加久利奈武と訓べし下ハ遂隱とも書
る○如ハ捨て○吾防禦者ハ心得をそち此御言我怙
之ハ上ハ無て聞えざきバなり今按ハ古事記ハ僕
子等二神隨白僕之不違とあを取き我怙之云云
ハ御言ハ記しきて此防禦云云の御言ハ漢意ハ漢文
の潤色ハ添らきたりと聞ゆるなり下一書等ハ此
御言無ハる今讀むハ防禦者を美古登乎布勢儀
奈婆と訓べしわく云ハたゞ防禦と何ハ手向ハる
るを云御言あさげきとあハ防禦ハ上ハ二神と

か使者とら乃字有べし故今訓るも手向奉ると同意
 那きハ防禦の字妨といあうけりありけり布勢具と
 云言ハ塞より出し那るべし○必ハ次の同捨べし○
 同ハ下廿七卷歌ハ陀麻爾農矩騰岐於野兒弘爾農俱
 万葉十四丁ハ比等其等乃之氣吉爾余里氏麻乎其母
 能於夜自麻久良波和波麻可自夜毛十七丁ハ妹毛
 吾毛許己呂波於夜自あはれども又十五丁ハ君
 我牟多由可麻之毛能乎於奈自許等云云とあり今世
 あり於奈自と云ハ如此訓べし古事記傳ハ出○當へ返る奈
 武乎○奉避ハ加久利奈婆○誰復ハ以豆礼能加美加

と訓べし加美加ち復字を充○敢有二字漢文格捨
 べし○不順ハ麻都呂波謝流と訓て下ハ登申志氏と
 讀添○者ハ捨て○以平國ハ上ハ卷四十二丁ハ此字
有リハ久爾都久利と訓
ハ異あり此久爾牟祁志と訓べし牟祁ハ上卷十丁ハ
 出古事記日代ハ此倭建命平國廻行之時とあり○
 所杖ハ毛多麻倍利志と訓べし杖ハ突物あきバ牙
を突と云事ハ借ラ
突物よれど牙ハ○廣予牙ハ上一卷丁ハ瓊予又廿八
 茅纏之稍あはり古事記傳四丁ハ上代ハ殊ハ常
 不用る兵器ありとあり是ハ刃鋒の甚廣かり
 きバ廣予と名を負ふ了今世ハ薙刀と云物も此造

讀添○當平安ハ佐幾久麻佐幾久坐倍志と訓べし此
言上訓考七卷八十九丁出○今○當ハ脛ひがま聞えむとあ
り捨テ○百不足ハ八十と云む料乃枕詞冠辭考又出
○之ハ捨テ○八十隈古事記此百不足八十垺とあり
少々道あり此言同傳十四四十万葉道之長手
之長道長神名と合せて長手
長道あり事あり又此の道あり事を曉べし
出テ八十隈ハ八十と多くレ隈々を經行て其遠き所
と云事あり其志給ふ處ハ即黃泉國ありとありあ
黃泉國と云きハ違いぎきども死人ハ行黃泉あり
何れ古事記あり隱と云下一書あり可以治神下

事云云吾將退治幽事云云長隱者矣とあり幽事ハ此
顯世カ對テ云る名あり古事記傳十四下顯目あり
見え誰カ為トも形ハ神の為給ふ政ありとあり如く
此神夜之食國へ隱り坐るあり此夜之食國ハ天あれど
も夜を主トとされハ其處を夜見る國と云むも違ハ
ト少々隈と云ハ聞き處あり万葉十四下久麻許
曾之都等ハ後聞き事を為しとあり古今集誹歌思ふ思
てふ人ハ心の隈每ハ立隱つ見るハハ是ハ
聞き意あり黒ハ聞きを云ふ名あり野乃熊ハ毛の猶
万葉一下廿九ハ川隈之八十阿不落二十九下十三と

ある川隈の川乃曲き多處を云ふも、其曲き多向の
見えきき、聞と云ふ同ト、さて又此神夜之食國へ下
て坐く事、下一書ふ、汝應往天、日隅宮とある處訓考十二
卷十ふ云、一、汝きバ月讀尊の夜之食國を知し食神
此神の、其夜之食國ふ坐事、上一卷ふ伊弉諾尊比日少
宮ふ留り坐とあるふ同ト、上卷ふ黄泉とあるは死
を云ふも、皆同ト、さて天ふ坐々下、幽冥を主給つる
夜を云ふなり、世ふ幽霊と、死し魂の顯き
まば此神の死し魂ふ拘り給り、然ある故ふ古事記ふ、僕住
出るも黄泉より出て、伊、然ある故ふ古事記ふ、僕住
所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢

而、此御巢ハ、下一書み、天、日於底津石根宮柱布斗斯理
於高天原、冰木多迦斯理而治、賜者僕者於百不足八十
垣手隱而侍、云云、下一書ふ、吾所治顯露事者皇孫當治
吾將退治幽事、とある、人此目み見えねど
も、天皇を幽ふ守護給ふなり、此事ハ古事記傳六十一の
丁十四のふも云れ、守護ハ此の隱ハ、黄泉國ありハ此
四十五丁のふも云れ、守護ハ此の隱ハ、黄泉國ありハ此
一、黄泉國ありハ、下訓考十二ふも云、古事記傳
此事を思ふべし、卷十四丁ふも云、古事記傳
十六丁ふ、九テ神代の事ハ、此、顯身と御魂の事をた
ふきまよ云傳、たご故ふ、まきらひしき事多ありとあ
るも古事記ハ、柙、大社ふ鎮、坐、此、神乃御魂を云き
あり、はく又同卷七十二丁ふ、書紀ふ、汝、應往天、取
海宮者云云とあり、天、鳥、船、亦、將、供、還、又、於、天、安、河、亦、造

志給比幾と訓べし古事記曰建御雷神返參上復奏言
向和平葦原中國之狀下一書九ふも二神乃昇天復命
而告之曰葦原中國皆已平竟あど何れ此を葦原云
云此事を略きたり○二神此乃上ふ何とも無て如
此書出さきくも本書小讓らきくもあどべずれど
聞えぬ事なり今ハ武甕槌神經津主神二柱能神と
訓べし○邪神ハ阿良夫流加美○草木石類ハ本書
小有草木成能言語下一書小磐根木株云云あど何れ
を云あきた類を古登登布と訓○已ハ捨て○平を
ハ麻都呂比幾○其所所ハ奈加○不復者ハ麻都呂波

奴と訓べし○唯ハ捨て○星神ハ天上ハ星國と云あ
る上ふ日國月國あど同きを西洋人説よ動うぬ星
と日を廻り十一星あると云り西洋書よ委く見えたり
下ふ天津甕星とも何きハ嚴く恐怖奇異も何れ意ハ
火石也と何るハ下九卷新羅人が誓言ハ河石昇火
為星辰とあるを思ひく事あるハ葦原と非あり火
先あど先を約き志と何れり此火先と云るを日
神乃先と云事あり又星と云物ハ何をあはれ久是も五
穀乃為みある事あまも也○香香背界名義香々ハ
上ふ光神とあど加賀あり背を兄と云事あまも男
ハ素戔鳴あど乃雄なり姓氏録宮部造條ハ天背男命
と云何れと云背男と云例あ

○耳の奈利と訓○加の捨不○倭文神ハ 鬚華山陰
字ハ後取ル訓注の圖字との假字不用ハ此神經津主神武甕槌神乃後取神ハ云云と何處圖
字ハ下十七卷ハ三處ハどの假字不用ハ和名抄乃
郷名倭文ハ之土利ハ何きバハ思ハ誤
を見下云下廿九卷ハ倭文此云之頭於利ハ
ヲハ訓注ハ此ハ倭文の本乃意をハ訓注ハ
テ此於を常ハ略ハ之頭利と云ハ此ハ然訓ハ
利ハ頭於を切ハ之頭於織乃於を略ハ下一
書ハ火折命を火夜織命と書ハ與ハ命ハ
古語拾遺ハ天羽雄神ハ倭文遠織文布ハ
冠辞考ハ武烈紀ハ於保枳瀨能瀨於寐能之都

波拖夢須寐陀黎万葉十一去家之倭文旗帶乎結垂
云云三古昔有家武人之倭文幡乃十三倭文幣乎
手取持而十七神社爾底流鏡之都爾等里蘓倍已比
能美豆出雲國造神賀詞倭文能大御心毛云云臨時
祭式同度注文倭文二端ハ云云甚ハ上代ハ
此機物ハ故ハ万葉ハ古ハ詠
且皇國乃古文ハ是ハ故ハ文乃
布ハ云ハ其文ハ釋紀ハ彼古語拾遺ハ文
布の事を舉ハ次ハ曰建久諸祭興行之時大藏省年預
申狀有青筋文之布也云云其節ハ後世ハ島織ハ

物のききあふべし。新井氏曰、志豆と須知と通ふと云
鳥織あり是を鳥と云、狭間あり然云、意の古の筋の
間の大小鹿ありけむを、後みわを細くと歸り織
たふも出来て其を分て狭間織と云、又後みわ古
の鹿きわ鹿きき、其狭間織は、みわのうら、終り筋
織乃總、名とわあれり筋の色、冠辞考、倭文を青筋
有、布と云、たきと筋の色、青筋とあり、延喜主計式、常陸
國、倭文三十一端、駿河國、倭文三十一端、どあり、和
名抄、常陸國、久慈郡、倭文郷、式、同國同郡、靜神社、駿
河國、富士郡、倭文神社、あき、古、り、其地、み、織、了、奉
見、又常陸國、久慈郡、長幡部、神社、駿河國、風土記
姫と、稚日女、尊を祭とあり、是、皆、猶式、倭文、神社、あき
機、神、み、て、倭文を織、み、由、あり、

國々、伊勢國、鈴鹿郡、伊豆國、田方郡、甲斐國、巨麻郡、近
江國、志賀郡、上野國、那波郡、丹後國、加佐郡、但馬國、朝來
郡、因幡國、高草郡、伯耆國、河村郡、同久米郡、此中、近江、依み、文字、脱、し、あり、故、此、字、の、神、名、聞、え、余、の、例、は、引、
大和國、葛下郡、葛木、倭文坐天、羽雷神社、攝津國、武
庫郡、伊和志豆神社、大月次、新嘗、那とあり、又和名抄、美作
國、久米郡、倭文郷、是、ら、皆、文、布、を、織、出、せ、地、あり、
通證六、丁、廿、四、延佳曰、正中、豐受大神宮、御飭、秘記
曰、倭文、御裳、一腰、件、倭文、永長、有、沙汰、自、公家、被、仰、布、敷、
自、神宮、申、布、者、裝束、不、是、因、是、以、羅、被、調、進、香色也、と、何

りと云りと出今按ふ古の總ての機ふ結結ハ加登利
十ニ卷五丁と布と二種に分て云ふ布とい訓事訓考
云云麻麻織織
 たるを云あり然き神宮より布者漿束不見とあり
 の古傳あるを奏せし依て羅ワを被調進被調進ありあり
 香色あるが無地あり此云倭文と云物あり何
 こを誤あり通證ニ倭文ハ浮致ニ對テ沉織沉織也今按織織
織みくも沉織今世ニ云縦あり有此沉織をわけ
王好の事ハ訓考ニ卷二丁云り此沉織をわけ
て綾と云き違り又沉織と
いりあり機あり事むいあり
又冠辭考或人説
 此倭文を著る故小賤者を去つと云と云云
 わる武烈紀大君ハ御帶倭文機結垂と何

るわりのやむおとあき御帶とも又同天皇紀
 玉纏胡床立倭文纏胡床立ともあり然
 き古賤品とせ事ありべとあり訓
 注の神字無てもあり建葉槌命ハ古語拾遺
 天羽槌雄命引り同神あり彼ハ天と云此
 紀建と云雄を略神名帳大
 和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷神社大月次
新嘗と何生ハ
 あり名義葉ハ機多を略事あり鳥の羽も
 魚鱒と同き物あり波と云槌ハ上訓考
四
 不出此神男神あり女ハ機織事掌給ふ

古語拾遺に倭文、上古の男も機織事を助け成せし故
 遠祖也とあり、上古の男も機織事を助け成せし故
 小、姓氏録大和國、神別々委文、宿祢出自、倭文織祖神と
 神魂命之後、大味、宿祢と云事あり、倭文織祖神と
 云、乃、べし、常陸、風土記久慈郡西靜織里、上古時
 織綾之機、人未、知之、時、此、村、初、織、因、名、と云、男、女、皆、織
 一、如、聞、ゆ、る、あり、ゆ、く、上、子、引、了、同、國、同、郡、倭、文、神、社、
 和名抄、ゆ、此、郡、倭文郷、あれ、風土記、云、又、此、村
 人、初、て、織、出、し、て、其、村、名、ゆ、呼、又、神、を、も、祭、し、あり、べ
 し、此、祭、き、る、神、の、神、名、帳、に、大、和、國、云、云、天、羽、雷、神、社、と
 あり、是、ゆ、く、大、和、を、初、め、國、々、倭、文、織、り、地、の、後、小、遷
 祭、き、る、乃、る、べし、○者、の、捨、て、○則、服、の、事、牟、氣、志、米、給

布○故、ハ、加、久、志、氏、○二、神、の、二、柱、能、加、美、と、訓、づ、し、○
 登、天、也、凡、て、此、一、書、文、心、得、ず、其、の、草、木、石、類、と、何、る、ハ、
 此、國、土、に、降、坐、る、あり、然、る、よ、又、次、小、星、の、事、を、云、る、ハ、
 天、の、事、あり、又、次、小、如、此、あり、前後、調、を、紛、々、乱、雜
 事、を
 久

于時高皇產靈尊以真床追衾
 覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵

尊テ使降之皇孫乃離天磐座アマクダシタマヒキコニヒコホノニギノミコトスオキアモノイハクラヲハナレド
 座ガ此云阿麻コレバアマ且且排分天八重雲アマノヤヘクモヲオシワケ
 能以ハ歎ク矩羅トイ羅ワ稜威之道別道別而天降於日イッノチワキテヒムカノ
 向襲之高千穗峯矣既而皇孫ノタカチホノタケニアモリマシキカクテヒコホノニギノミ
 遊行之狀也者則自穗日二上イデマスサマハクジヒノフタガミヨリ

天浮橋立於浮渚在平處アマノウキハシノモトニウキジマリタヒラニ
 在平處此云羽企爾磨而齋穴ザイヘイシヨコレバウキジマニマシテ
 梨陀毗邏而陀陀志ライタヒラニタテシトイフ
 之空國自頓丘覓國行去ノムナクニヒタラヨリクニマギトホリテ
 毘陀烏覓國此云矩貳ヒラトウバキコクコレバクニマシマ
 磨儀行去此云騰衰屢キトイフカウキヨコレバトホト
 田長屋笠狹之碕矣其地有ヤノカサノミサキニイタリシマシクソコニクニ

一人ツカミ自ミナハ號コト事カ勝ツ國グニ勝カ長ナ狹ガ皇サトイフマシケリカレヒコホ

孫ニギノミコトミマシコクニアラニタマツラムヤトヒタマハバ問タテマツラムトマラシキ曰マ國ニ在ニ耶カ以コト不シ對ケ曰ク此マ

馬タ有スミタマハムニハ國コ請ハイトヨキトコロトマラスニヨリテ任コ意ハ遊ハ之コ故ト皇コ孫ニ

就ツ而コ留ニス住スミマシキ

于時是より天津彦彦火瓊々杵尊の御天降段ふりて、
上と別あり。○真床追衾ハ下、一書ハ真床覆衾とあり

る小依て追ハ於保布と訓ニ、是ハ追乃於を延まハ
於保あり故ハ覆ハ借らきハ形久、さて真床追ハ衾と
云む料の枕詞あり、そち真ハ稱て云、言床ハ下十一
卷丁 磐之媛、皇后御歌ハ、嗟由迺虚鳥那羅陪務者彌
破云云、万葉二丁 一長歌ハ、孀乃命乃多田名付柔膚尚
乎、劔刀於身副不寝者烏玉乃、夜床母荒良無十三丁 十四
ハ、鬼之四忌手、指易而將宿君故云云、此床乃比師跡
鳴、右左嘆鶴鴨、十四丁 二ハ、伊毛我奴流等許乃安多理
爾、十七丁 三ハ、登許爾己伊布之、云云と、何事ハ、皆夜
敷て寝了具を云あり、
此具の事、訓考十三卷、
三十五丁ハ云、
けく其床

上ウ著キて寢マる具モを衾キと云フ故レ此レ衾ハ床ノ端ハも出ス
故ニ床ヲ追オ衾ト連ケてシ形ヲ見ル（冠辭考）衾ハ和名
抄類衣服ノ小衾和名布須萬方葉五丁廿九小寒之安礼波麻（和名）
被（和名）小衾和名布須萬方葉五丁廿九小寒之安礼波麻（和名）
別名也ト見ル引可賀布利云云と阿るみて夜の具
形ノ事ヲ志スべし又十四丁小伎倍比等乃万太良夫
須麻爾和名佐波爾伊利奈麻之母乃伊毛我乎杼許爾（訓）
と阿るみ此乃趣小似たり○於皇孫三字ハ格（訓）拾（格）
づ（此事訓考九卷）○覆へ返て都々美豆と訓づこ
下一書丁小累とある小依りさ々此言ハ罪ノ本語（下）
乃都々年と云より別きりそレ物ヲを累カ穢惡事阿

らせどこの事あり○使降之ハ阿麻久太志給比幾○
皇孫ハ彦保能迹カ幾能尊と御名小訓事次ハ同トト
きて上小古カ爾と讀添（此）御名申（此）加美
能美古トハ其尊を指（此）申（此）詞（此）○離天磐座磐（古）
て文の地より申（此）れ（此）例（此）あり○離天磐座磐（古）
記傳（此）然（此）ふ（此）由（此）と高天原（此）地（此）又品（此）ふ（此）云（此）
磐屋磐戸磐塚磐船（此）と見也神（此）も磐某（此）と申（此）御名
多し（此）本伊波布（此）と云祝言（此）を切（此）て云（此）るあり（此）て
伊波布ハ穢惡（此）を除（此）て清明（此）を意（此）あ（此）ま（此）上（此）于（此）磐某
て小地（此）も品（此）も清（此）き地（此）清（此）き品（此）と云事（此）あり（此）
石橋（此）石見（此）石野（此）石松（此）石名（此）云（此）品（此）如此（此）云（此）和
石清水（此）石羊（此）石躑（此）石葛（此）石于（此）云（此）るあり（此）如此（此）云（此）和

名抄國々ふ磐田波と云ふ地名何々を磐乃田と云
みちありを必上よ云ふ意ありて齋田と云ふ事よく
悟るべし座の古事記傳十五六丁此尊の高天
大殿を云出また離の波奈礼と訓て御自離給ふを云
あり○且の捨て○天八重雲古事記ふ天八重多那
雲と何りしきと此の同傳十五出雲國造又万葉二七
丁ふ天雲之八重雲隱とあきば字の如く讀べしと出
○排分の古事記ふ押分出雲國造神賀詞ふも押別と
書り訓は是らふ依べし排波良布と訓字あきば雲
借らきし○稜威之道別道別而古事記ふ伊都能知和

岐知和岐互とあり稜威の上訓考六ふ出式の大枝詞
ふ天之八重雲乎伊都乃千別爾千別互天降依左志奉
文遷却崇神祝詞又天津神波天磐門乎押披互天之八
重雲乎伊頭乃千別爾千別互所聞食武と何り道別の
古事記傳十五此の字の如く道出○日向の上訓考
四丁ふ出○襲の古事記國産ふ熊曾國下七卷八丁ふ
襲國をど見えとあり和名抄ふ大隅國曾啖郡是あり
必の贈を引て嘯字あり是の諸國郡郷名二字
ふ制むれとの御制に依りてかくのふせり此地の
古事記傳五十七ふ後の日向に南方半國計より大隅
薩摩まの地を允て云上代の大名ありと何り古

記み此此地名を略せし同傳五、曾ハ上代ハ
上云、如き大名あり、後至、其大名ハ
廢て隣國の日向と云、名を其ありき、の大名ハ
あきり、曾、此、曾、國、名ハあづか、遺、其、
日向の中に入、後、一郡の名あり、和
銅六年、其、四郡を、一國と建、
さ、大隅國ハ本、熊曾の國、内、
内、あり、あり、此、説、の、如、き、故、あり、
此、古傳、の、書、き、あり、上、日向と
云、名を置き、和銅六年より後の撰あき、
て襲と云、意、進、を、切、め、
を、云、此、曾、ハ、空、
尊、進、ミ、せ、故、の、名、あり、久、又、ハ、次、ハ、
も、同、地、と、思、い、る、き、バ、獸、の、進、より、名、と、り、あ、き、る、や

何、む、○高千穂峯ハ古事記み、高千穂之、久士布流
多氣、下一書、高千穂、穂、觸、之、峯、と、も、日向、穂、日、高千
穂、之、峯、又、高千穂、穂、日、二上、峯、又、高千穂、添、山、と、あり、
此、山、ハ、日向、國、風土記、ハ、曰、杵、郡、内、知、鋪、郷、天津彦々火
瓊々杵尊、離、天、磐、座、排、天、八重雲、稜、威、之、道、別、道、別、而、天
降、於、日向、之、高千穂、二上、之、峯、時、天、暗、冥、晝、夜、不、別、人、物
失、道、物、色、難、別、於、茲、有、土、蜘蛛、名、曰、大、鉗、小、鉗、二、人、奏、言
皇孫、尊、以、皇孫、尊、御、手、拔、稻、千、穂、爲、粗、投、散、四、方、得、開、晴
于、時、如、大、鉗、等、所、奏、差、千、穂、稻、爲、粗、投、散、即、天、開、晴、日、月
照、光、因、曰、高千穂、二上、峯、後、人、改、号、知、鋪、鉗、ハ、万、葉、集、抄
引、了、み、鉗、と

何り、さて後、人改とて、文字を改め、と見ゆ、名、義、高千穂
 たるを云と古事記傳に云れたり、
 此、風土記に云、三が如くあるべし、五と古事記傳
十五の七み出、七高、七高山を云、六峯と云、五高
十二丁きを云、上訓考八、卷四十六丁、六み云、八又此、山の事同傳、二其
 にお、一山二處、一有、一て、一紛、一ら、一る、一其、一の、一今、一高、一千、一穂、
嶽と云、一彼、一風、一土、一記、一見、一え、一る、一白、一杵、一郡、一あり、一是、一あり、一和
名抄、一も、一日向、一國、一曰、一杵、一郡、一知、一保、一郷、一續、一紀、一十三、一み、一日向、一國、一無
位高、一智、一保、一皇、一神、一奉、一授、一從、一五位、一下、一三代、一實、一錄、一一、一み、一授、一日、
向國、一從、一五位、一上、一高、一智、一保、一神、一從、一四位、一上、一あり、一見、一え、一て、
日向、一國、一北、一乃、一極、一み、一豊、一後、一國、一乃、一塚、一近、一其、一何、一あり、
を今、一も、一高、一千、一穂、一莊、一と、一云、一と、一云、一山、一と、一今、一一、一諸、一縣、一郡、一何
を霧、一島、一山、一と、一云、
式、一日向、一國、一諸、一縣、一郡、一霧、一島、一神、一續、一紀、
六、一日向、一國、一諸、一縣、一郡、一霧、一島、一峯、一神、一預、一官

社、三代、一實、一錄、一一、一授、一日向、一國、一從、一五
位、一上、一霧、一嶋、一神、一從、一四位、一下、一と、一見、一ゆ、
此、一山、一日向、一國、一の、一南、一の
極、一大、一隅、一國、一北、一塚、一近、一東、一西、一と、一別、一れ、一峯、一二、一何、一り、一西、一を
家峯、一大、一隅、一國、一小、一屬、一り、
續紀、一延、一曆、一七、一年、一七、一月、一大、一宰、一府、一言、
去、一三、一月、一四、一日、一戊、一時、一當、一大、一隅、一國、一曾、一於、
郡曾、一乃、一峯、一上、一火、一炎、一大、一熾、一響、一如、一雷、一動、一及、一時、一火、一光、一猶、一止、一唯、一見、
黒烟、一然、一後、一雨、一沙、一峯、一下、一五、一六、一里、一沙、一石、一委、一積、一或、一三、一尺、一其、一色、一黒、
とあり、一此、一山、一の、一白、一杵、一郡、一あり、一高、一千、一穂、一山、一も、一諸、一縣、
は事、一あり、
郡あり、一霧、一島、一山、一も、一共、一小、一古、一書、一小、一見、一え、一現、一小、一凡、一あり、一處、
乃を、一皇、一孫、一尊、一れ、一天、一降、一坐、一御、一跡、一何、一き、一あり、一甚、一紛、一ら
と何、一り、一今、一按、一小、一古、一事、一記、一小、一此、一尊、一れ、一御、一子、一日、一子、一穂、一々、一手
見命、一者、一坐、一高、一千、一穂、一宮、一伍、一伯、一捌、一拾、一歳、一御、一陵、一者、一即、一在、一其、一高、一千、一穂
山之、一西、一也、一此、一紀、一の、一此、一を、一葬、一日向、一高、一屋、一山、一上、

三比卅八丁筑波山歌、那禰之、巖山乃、何多朋ハ今
本明ノ誤也、筑波山ハ二峯並立テ、男神女神坐
キクを云、あり又十六乃廿九丁十七の十九丁卅六丁
四十二丁四十五丁あどよみえたり、續紀卅六の廿
三丁ハ越中、國射水郡二上、神ハあふ山、是ハ峯上
ハ二、阿久又式、因幡國巨野郡、二上、神社あり、
云、曰、杵郡の高千穂山ハ、諸縣郡ハ霧島山ハ、二峯
あり、如此ハ云、なり。○天浮橋、先浮橋ト云、ハ天ノ
此國土ノ昇降道ハ懸キ、物なり、此ハ高千穂峯
ノ降、坐、其二上山より又降、坐、了状、天浮橋
ト云、事心得、又古事記ハ、於天浮橋、宇岐士摩理蘇理
多カス、天降坐于、紫日向之高千穂、之久士布流多
氣トあり、天浮橋ト云、事ハ聞え、宇岐士摩理

蘇理多カスト云、事此ハ心得ぬ文なり、事下ハ云、見、
見、事心得ぬ、同傳十五ハ、此文種々論らり、きて
此、わ、あり、腕ハ亂ル、了事ヤ、何、むト云置れたり、
今按、此紀の浮橋ハ、天より高千穂峯ハ麓ハ懸、れ、
り、初、襲之高千穂峯云云の文ハ、其峯ハ天降、坐、レ、
て其峯より天浮橋乃本ハ降、坐、て浮渚在平處、給、つゝ
あり、下、一書ハ、到、於日向襲之高千穂、日二上、峯
天浮橋而立、於浮渚在之平地ト、何、上、云、高千
穂峯ハ麓あり、浮渚の木ハ降、坐、了、此の峯ハ初、ノ
降、坐、了事を略、カ、り、又古事記あり、於天浮橋、

宇岐士摩理と士摩理より於へ返して、爾と訓て、是も浮橋は本乃宇岐士摩理の地なり、き々天降、坐竺紫云云、云、必、天、浮橋の上より有、文あるを、久士布流多氣の天、浮橋とて、聞えぬ事と心得、又彼記の上より、於天、浮橋多々、斯而、指下、其、沼、矛、と、何、子、を、も、思、ひ、く、天、浮橋の文、知、和、岐、互、れ、下、よ、有、づ、き、事、と、誤、て、今、れ、如、く、文、を、改、め、し、ぬ、る、べ、し、然、る、故、に、次、文、に、此、地、者、向、韓、國、云、云、と、何、子、文、此、乃、久、士、布、流、多、氣、と、云、よ、り、の、續、か、ぬ、を、云、此、紀、に、於、浮、渚、在、平、處、而、齋、安、之、空、國、と、云、又、一、書、に、降、到、於、日、向、穗、日、高、千、穗、之、峯、而、齋、安、胸、副、國、自、傾、丘、覓、國

行去、立於浮渚在平地とあり、浮渚在り、必、峯、乃、下、あり、日向此國內と聞えなきを、彼記も、天降、坐、竺、紫、日、向、之、高、千、穗、之、久、士、布、流、多、氣、於、天、浮、橋、宇、岐、士、摩、理、蘇、理、多、多、斯、互、此、地、者、向、韓、國、と、續、く、づ、き、を、思、ふ、べ、し、は、く、彼、記、乃、次、此、故、爾、此、爾、の、讀、ま、し、き、り、し、き、に、此、に、浮、橋、の、下、に、毛、登、尔、と、云、を、加、つ、て、讀、べ、し、○浮渚有、古、事、記、に、宇、岐、士、摩、理、と、り、羽、企、に、此、紀、に、字、の、如、く、皇、孫、尊、の、天、浮、橋、よ、り、降、坐、御、身、浮、く、何、子、を、云、云、と、そ、を、浮、橋、と、物、も、天、よ、り、懸、き、な、故、に、云、名、皇、孫、尊、も、其、に、乘、り、降、坐、き、と、橋、に、屬、し、御、身、を、も、浮、と、い、云、

予乃りりきく爾磨梨の通證は如麻爾阿留を略け
 地乃堅を如麻と訓と云昔事記傳十五の七十丁に予
 又浮橋乃儼は浮洲に此何處ある道を曲て立寄給
 ひ其浮洲は輕く留りて立給ふ國を臨觀て降給
 ふべき地を看定めく高千穂峯より降坐し少や
 洲ありと若然らば浮洲の浮橋の傍に屬て空中より
 を然云べきは先通證の説猶を如麻と訓とて此の諸
 云々も何きの字を略きて爾磨梨もや形をさる推
 當の説も取らば又古事記傳に浮橋乃傍に屬
 と云れり古今に無き説ありて天浮橋は續て
 とり多辞形多故よか子説り云きあるべし又此
 餘の説は地處乃事と古事記傳十五の古事記平群臣
 せ故よかふ事と古事記傳十五の古事記平群臣
 歌ふ柴垣夜布士麻理斯麻理母登本斯と何士麻理
 と同トめむらと思ふ由も何りと云き爾摩理は

上訓考六卷 出此の浮と云御身浮橋は本に降
 坐て初て浮て何に堅まり給ひを云あり今め俗言
 あり遊び多事人化遊ばせ堅く如此地處乃事あり
 ありを起麻流と云りありと同一如此地處乃事あり
 何て御身乃事多故よ古事記の於天浮橋宇岐士
 摩理と久士布流多氣比下よ屬べしと云云
 又○立平處平處の訓注に陀毗邏と何ふみく處字の
 添て書きしなり此例下訓考廿卷 云む万葉も十
 命神思將御知四十丁 水都十六の十一丁に安積香十八
 丁に御除曾氣廿九丁言意の掌平と云那の略りたる
 たりとて思邏の上訓考七卷 出又陀々志の立字を

のまゝを記されしを口 ○頓丘毗陀ハ古事記傳十
決小云了意ふをあらう也 三四丁よハ木ハ一むき小片依て他を雜つね意おれ 出鳥
ハ丘ありかく云事上訓考五卷小云りありハ片丘片
山あど云と同意あり ○行去ハ古事記傳十五八丁よ
此字れ如く通り過て行あり今俗言よハ行を其處
と出 ○吾田長屋笠狭之碕同傳同卷よ吾田ハ和名抄
ハ薩摩國阿多郡阿多郷なり長屋ハ下小長屋竹島と
と何り竹島ハ孝徳紀ハ薩摩之曲竹島之門とあり小
依ハ薩摩あり事ありすれハ笠狭ハ彼國形多る
と何りや々長屋と云ハ此紀の餘ハ見えきれど是も

阿多郡あり古事記の文碕ハ古事記ハ御前と何
きハ美佐岐と訓其地ハ地ハ久ルとも登古呂
尔と云べき處ハ何れ又登古と訓曾古ハ處ハ古
古呂と訓ハ漢文讀あり今ハ曾古と訓ハ處ハ古
り ○一神ハ下一書ハ召國主事勝國勝長狹而と何き
ハ久ル都神と訓自ハ捨て ○事勝國勝長狹事
勝の事ハ借字言あり勝ハ字此如ハ此神此處又
下一書ハ丁十九塩土老翁と云御幸易段ハ彦火々出見
尊を海神宮ハ郷導申さると依て如此名ハ負國勝
ハ此馬有國と申ハ御幸易段ハ海神宮の事を識
て申せらる處勝まハ故ハ名ハ負るあるべハ長狹ハ

和名抄安房國郡名長狹奈加街とあれは長洲の
義也と云ふ例の漢意ありきと云ふ佐と須
と通つてありはく洲といふ水際此砂も時々波打寄て
砂の柔らうたる處を云あり和名抄類涯岸み爾雅云水
中可居者曰洲李巡曰四方皆有水也和名須といふ万
葉十一四十七水沙児居渚座船之夕塩乎將待從者吾
社益十二の四十一丁みり三沙吳といふは曉べし
こゝ離満了時入居し船の引潮み和柔あり砂の上
ありを云ありき其處を洲と云ふは多塩を待と云
みて砂上あり万葉みり洲と云ふは此渚字を用ひて
是上引了安房國長狹郡上總國夷瀨郡あり又海邊
ありはく夷瀨郡の長狹郡の海邊あり又海邊

より遊き久國人の船ぬべし下十二卷下車持君
て此狹も此と同く洲ありき下十二卷下車持君
行筑紫云云出長渚崎令被禊とあり長渚の通證十七
八み相摸家集み命だも長渚みありは津國比難波の
事も嬉みありきと河系地みは攝津國河邊郡も今も
長洲村ありと云り又和名抄み筑後國御原郡竹野郡
あとみ長栖と云郷見也但し此郡共ハ海邊き處み
し是らをも思ひ直して長狹ハ長洲あり事長洲ハ海邊
み依て名とせし事をあつて下み登伊布と
讀添又此より上の○有へ返て坐祁利と訓べし上
七丁ハ有神とありしを坐加美と訓了其下此神
云云の文ありはあり此ハ下此神は屬了辞あり直

坐也あ

どあり

時彼國有美人名曰鹿葦津姬

亦名神吾田津姬亦皇孫問此

名木花之開耶姬

美人曰汝誰之女子耶對曰妾

是天神娶大山祇神所生兒也

皇孫因而幸之即一夜而有娠

皇孫未之信曰雖復天神何能

一夜之間令人有娠乎汝所懷

者必非我子歟故鹿葦津姬忿

恨乃作無戸室入居其内而誓

之タマハク曰アガハラメルハ妾所娠アマツカミノミコ若非ナラズバ天孫之胤アガミ必
ヤケウセナム當マコト燼滅如實アマツカミノミコニマサバ天孫之胤ヒモエソコナジトウケヒタ火不能
マヒテ害ツノムロニヒヲ即ツケテ放火燒室ホノホハジメテ始起烟末クツトキ生出アレマセ
ル之兒ミコノミナハ號ホ火闌降命スツリノミユト是コハ隼人等ハヤヒト始トホツ
コレラ此ホ云ス寢ス能能次ツギニ避ホノホ熱ケナムトスル而居トキ生アレ之兒マセル
ソ須リト素イフ里イフ

ミナハ號ホ彦火火ホ出見デ尊次ミコト生出ツギニ之兒アレマセル
ミナハ號ホ火明命アカリノミユト是コハ尾張連ハリノムラシ凡スベテ三子ミハシラマシクキ矣
ヒサシクアリテアマツ久ヒコ之天津彦彦火瓊瓊杵尊ホノ崩ニ
カレ因葬筑紫日向可愛カ云ト埃イフ此コレラ之カクシ
マツリキ山陵

時是^レ住坐^{シテ}後の事あきば、麻多^タと訓べし。○彼國ハ、
 曾古^ニル○美人ハ、加保^ホ與^ヨ幾^キ素^ス登^ト米^メと訓べし。万葉十四
 丁三^ノ不可^カ抱^ガ與^ヨ吉^キと有り、まて加保^ホ與^ヨ幾^キと云ハ、總^トの
 身體^ミまて與^ヨ幾^キと云事^{コト}なり。訓考九卷四十一竹取物語
丁を合せ考べし。竹取物語
 小^カわか^カとあよ^トと聞^キし召^メてとも有り、袁^ヲ登^ト米^メ上^ノ訓
考
 三卷十^ノ出^ル○鹿^カ葦^ア津^ツ姫^{ヒメ}古事記^ニ此^レ御名^{ミナ}無^キき^ニ就^ス
 四丁^ノ按^ル、鹿^カハ亦^モ名^ナの神^{カミ}を誤^ル、葦^アハ阿^ア多^タ比^ヒ轉^リあり、
鹿と云葦と云ふあど地名よ見えさせ下、一書ふ木花
也、亦、物名とてても説べき由なり。
 開^サ耶^ヤ姫^{ヒメ}命^{ノミコト}と有り、まて此^レ姫^{ヒメ}乃^ハ御名^{ミナ}比^ヒ下^ノみ^ニ、美^ミ古^コ登^トと讀^マ
 添^ツ了^ル事^{コト}次^ニ同^トト○神^{カミ}吾^ガ田^タ津^ツ姫^{ヒメ}古事記^ニも、神^{カミ}阿^ア多^タ都^ツ

比^ヒ賣^メと有り、名^ナ義^ギ同^ト傳^ト十六^ノ丁^ニ廿^ニ三^ノ丁^ニ神^{カミ}の^ノ孫^ノ名^ナ吾^ガ田^タの^ノ上^ノ
卿ノ名を咲出^ル○木^キ花^ハ之^ノ開^サ耶^ヤ姫^{ヒメ}古事記^ニも、木^キ花^ハ之^ノ佐^サ
 久^ク夜^ヤ比^ヒ賣^メと有り、名^ナ義^ギ木^キ花^ハとち^ニ字^ジ乃^ハ如^ク、何^ニの^ノ木^キも
 花^ハハ咲^キとの^ノ有^リき^ニバ^ハ云^フ、同傳ハ是を櫻とせそを木
ハ咲木^キ花^ハハ愛^{アイ}し^キを以^テ負^ツつ^ニ名^ナあり、開^サハ咲^キみ^ニ
 其^レ木^キ花^ハの^ノ咲^キハ盛^セを稱^ヘつ^ニ事^{コト}耶^ヤハ波^ハ曳^エの^ノ切^キみ^ニ、光^ハ映^エ
なり、同傳ハ出竹取物語乃かくや姫と云ハ、赫く光映と云
 名^ナ義^ギ乃^ハ久^ク古^コ事^{コト}記^ニも、如^ク木^キ花^ハ之^ノ榮^{サカ}又^モ木^キ花^ハ之^ノ阿^ア摩^マ比^ヒあり、
 有り、は^ハ鹿^カ葦^ア津^ツ乃^ハ上^ノの^ノ日^ヒを、伊^イ布^フ素^スと訓^ス、又^モ有^リへ返^ス、
 美^ミ坐^マ豆^{マシ}と訓^ス、美坐ハ見給
事なり。○皇^{ミコ}孫^ノ二^ニ字^ジ捨^テ、○此^レ美

人の曾能素登米○女の牟須米○子○妾是の是も捨
て、妾の阿波と訓べし、紀中吾いと云言ふ妾○天神娶
此の間ふ文脱さるる谷重遠の天神乃女も大山祇神
娶坐る所りと云り、是も依る天神の御名と其女乃名
あつた又古事記傳十六廿五の女字脱る所り
然らば此傳の大山祇神乃外孫なりと何多の此次
は文も大山祇神と何多下ふ女字脱たりとの事なり
是を古文に格の多しきと下一書共古事記も大山
祇神乃女あきば是に用ゐるなり今按ふ天神の二字
は下ふ復天神とあふ引きて、此處より行て入る

大山祇神は下ふ何某と云女名乃脱る所り、今ハ
何きよも依がたれど古事記と下文は中々天神娶
の三字と次の所生は二字を除外なりは兒ハ
古事記又下一書二とも女子と何きと又一の書ハ
ハ子と結る所り、是ハ子のの上ハ女字脱是も依て美古
と訓べし、牟須米と云少し尊め意ハ何故ハ己ガ
身を然ハ云きト又美古トハ男をの云
きハあきト又古トハ男女抑天神と結る所りハ上
も云ふ如く、天照大神、高皇產靈尊あはり、餘神をも
申すを、此國土の神と分る、天神と申すを論まき
を、此下ハ何の神とら、必御名有づき事あるハ、無きハ

何の神は女と云事ありと云、紛らわしき事なり
然る故に天孫とも皇孫ともあり、其處さきハ天神
の文に依りて御名を申さざるといふ云、
又天孫皇と書きしを、上代の文乃格あり、
孫あしと
○大山祇神の古事記傳十六丁廿三、何處に於れ此神
乃鎮坐社に御魂ありと云、古事記より下、一書
み、此神現世に坐くとおぼしめされを、人代乃例
の云ふ、
○皇孫二字捨て、○幸之即一夜而、一
夜美登安多波須爾と訓て、即ち捨て、ト下、一書丁十六
み、如此假字付あり、○有娠を波良米流乎と訓て、
上訓考八卷、丁三十、出、○皇孫二字捨て、○未之信ハ、字多賀

比坐互テ○雖復天神の復此字を用う捨て天神奈
良牟加良爾と古事記傳十六丁廿八、み、訓、み、從、
此加良ハ雖と云、字子當き、万葉四丁廿五、み、道、相、而
咲之柄爾云云、五丁廿七、み、直、一、夜、隔、之、可、良、爾、荒、玉、乃、月
歟、經、去、跡、必、遮、と、あ、多、より、多、く、何、多、詞、あ、故、と、も
意通つり、○一夜之間、此間を今本加良と訓、此加良
ハ此間の意あり、万葉七丁十八、み、手、取、之、柄、二、忘
跡、穢、人、之、曰、師、戀、忘、見、言、二、師、有、來、九丁廿三、み、語、繼、可、良
仁、文、幾、許、戀、布、矣、十、八丁廿二、み、安、須、余、里、波、都、藝、豆、伎、許
要、牟、保、登、等、藝、須、比、登、欲、能、可、良、爾、古、非、和、多、流、加、母、と

何多を皆此と同一間と云意の加良あり古言小加
祭賀良云處小用又上云云雖云云當云云あり
其處乃謂續を○令入有娠乎の人給へきと漢文格
有を訓時の上の有娠と同言ふか二字捨べし下十
四卷五小童女君者本是采女也天皇與一夜而娠遂生
女子天皇疑不養云云物部大連對曰臣觀女子行步容
儀能似天皇天皇曰見此者感言如卿所導然朕與一宵
而娠產女殊常由是生疑大連曰然則一宵喚幾迴天
皇曰七迴喚之大連曰此娘子以清心意奉與一宵安輒生
疑他有潔臣聞易產腹者禪觸體即使懷脈况與終

霄而妄生疑也天皇命大連以女子為皇女以母為妃と
云事何り○所懷者ハ波良米流波と今本ハ何とを
義訓のりハ○非我子歟古事記ハ爾詔佐久夜毘賣一
宿我妊是非我子必國神之子と何り○忿恨ハ今本イ
ラミと訓ハ字ハ當キ宇礼多美と訓ハ此言上
訓考ハ卷ハ出下一書ハ慙恨と又乃一書ハ
益恨ハあり古事記ハ○乃ハ捨ハ○無戶室ハ
和名抄居宅ハ小日本紀云無戶室和名宇都無呂と何り
是ハ此紀小ハあり古事記傳十六ハ宇都ハ石花貝
を取都石花貝とありと同く内乃空ハを云ハ

り畿内を宇知郡と云ふ、四方とあり、此に必塗
小山打廻き、内と云事なり
 塞多室牙今俗牟呂乃狀形多室古事記小
 作無戸八尋殿入其殿内以土塗塞而とあり、宇都
 室の狀を書きしあり、下三卷十一小室
 を歌し務露とあり、又十一卷廿二小窟廿五卷廿五
 廿九卷十九小房とあり、房と書きし僧古事記代
宮小作室又新室と見也○入居今本居をコ
改あり、以利為坐立○誓之の之り捨て○若も
らわらぬに置き捨る○非天孫之胤天孫以上皇
言小り置き捨る○非天孫之胤天孫以上皇
 孫とあり、小訓の同し皇孫と書きしより、天孫
の方り訓を當まりし字を

り非と胤み美古奈良受婆と訓べあり、其夫君
 の天神御子ふ坐べ其を指て申し給ふ御名
 を申さぬ例あり、但し歌み御名を申せるハ証ふ故あり○必ハ阿賀美
 と訓○當轟滅ハ也也祁宇勢奈牟と訓べ下一書ふ妾
ウケル所娠云云必亡とあり、轟ハ玉篇ふ火燒黒と何
キ也也祁と云ふ用わきたり古事記曰吾妊之子若
 國神之子者産不幸もわくとあり○如ハ麻佐婆と
 訓べ○火不能害不能害ハ延曾古奈波自と訓て下
 小宇氣比給比豆と讀添古事記ふ若天神之御
 子者幸下一書ふ實天孫之子者必當全生あり

○即ち捨て、○放火燒室室の、其牟呂放火へ返て、此乎
 都氣互と訓べし、古事記に、以火著其殿と有り、同傳
 十六丁、十丁内より火を著り、有り、有り、下、一書
 十九丁、自火燼中出来と有り、此室の全燒し有り、○
 初起烟末の、古事記に、其火盛燒時とあり、下、一書、六
 丁、火初起時とあり、又、十八丁、火初明時とあり、火關
 降命の名義も合せ、烟末を保能保と訓て、上、古
 古尔と讀添、べし、保能保、烟末と書き、の義訓あり、
 さく保能保の火之秀、古事記傳四十四の廿九丁
 の穗と云物、草の中、疎み立出るを云、秀も物の中
 小立出るを云、おまき、意、同、おれども、穗、の、本、の

此、秀の轉き、其、秀、の、下、一、書、浪、穗、穗、の、借、字、三、卷、九
 丁、秀、真、國、を、と、あり、を、火、を、保、と、云、の、火、影、火、中、を
 と、下、小、言、を、連、ね、云、時、第、二、音、を、第、五、音、小、轉、云、例、あり、
 少、々、起、り、多、都、登、幾、と、訓、べし、あ、ち、火、は、進、上、と、火、之、と
 有り、を、云、あり、○生、出、之、兒、の、阿、礼、坐、流、美、古、能、美、奈、波
 と、訓、○火、關、降、命、の、訓、注、に、褒、能、須、素、里、と、あり、能、の、古
 事、記、傳、十、六、四、丁、小、後、に、訛、訓、小、耳、駟、た、多、人、の、少、々、
 ら、小、加、し、有り、と、あり、の、同、卷、一、丁、小、火、之、と、之、を
 添、と、讀、の、あり、と、あり、小、依、と、今、の、訓、注、に、能、の、捨、て、
 褒、須、素、里、と、訓、べし、と、下、一、書、を、火、酢、芥、命、又、火、進

夜と云ふ猛勇き意も何多なり、建字を書事ハ如
く、又波夜、建日代宮、豐浦宮、御代の頃ハ熊曾と云
ふ名も合、建日代宮、豐浦宮、御代の頃ハ熊曾と云
續紀二、大寶二年云、唱吏國司等今薩摩國也言云云と
何多、唱吏是隼人、ハハト乃り万葉三十五、隼人乃薩摩乃迫
門六廿二、隼人乃湍門、ハハト云、ハハト國名なり、ハハト薩
摩國と云、ハハト大寶より靈龜まで乃間、ハハト此隼人
と云、今の大隅薩摩二國の人を云、中み隼人國と
云、ハハト今此薩摩國北域、ハハト乃り、ハハト何多、ハハト姓氏錄
山城國ハ阿多、隼人富乃須佐利、ハハト須とハ勢とハ曾
天孫ハ火進火關降ハハト之命、之後也、又大和國大角隼人、出自
火酢芹と皆同、ハハト天孫

火關降命之後也、とあるハ此と合、古事記ハ火照
命、此者隼人阿多君祖也、とあるハ其記ハのを見え、
餘古書ハ見え、又次ハ火明命ハ同記、正勝吾勝勝
速日天、忍穗耳命、御合、高木神之女、萬幡豐秋津師比賣
命、生子天、火明命、次日子番能邇々藝命、此の末、一書ハ
ハ正哉吾勝勝速日天、忍穗耳尊云云、生兒號、天照國照
彦火明命、是尾張連等、速祖也、次、天饒石國饒石天津彦
火瓊杵尊とあり、此乃御子等の御父の御兄弟、
坐て、是正、ハハト此、火關降命の御兄弟、火明
命とあるハ誤、ハハト一書ハ中、ハハト遂

だふ云き^ハ^レ、二柱^ハ此^ノ間^ニ、此^ノ隼^ノ人^ノ祖^ノの錯^ノの何^カの
 か^レ、由^リあ^リ多^ク事^ヲ形^シり^カ、と^レ云^フ、^ハ怪^シき
 事^ヲ形^シり^テ、○避^ル熱^ハ、下^ニ一^ニ書^ク、^{十九}火^ハ炎^ニ衰^ス時^ト、^ハ河
 多^ク、又^テ此^ノ尊^乃御^名、下^ニ一^ニ書^ク、火^ハ折^リ尊^ト、火^ハ夜^ニ折^リ命^ト
 も^ハ河^多ふ^レ就^テ、保^ホ能^ホ保^ホ氣^ナ奈^ム年^ト登^ル須^流と^レ訓^ベ、^ハ氣^ナ
 年^ハ消^スる^ハ形^シり、^切氣^延乃^キ、^ハ火^乃全^ク消^スる^ハ
 何^レぞ^ハ火^ノ餘^光は^衰了^スを^レ云^フ事^ヲ形^シり、○居^ハ登^ル幾^トと^レ訓^ベ
 べ、^避熱^而居^テ、^産坐^ス、^ハ上^ニふ^云、^ハ如^ク室^ハ皆^焼
 卒^レれど^ハ火^中、^ハ御^母子^共ふ^ハ、^ハ難^カ
 此^レ無^キ、^ハ尊^キ事^ヲ形^シり、^此姫^命火^中、^ハ御^子を^産坐^ス、^體
 此^レ、^ハ天^生の、^ハ不^動明^王と^レ云^フ佛^像

と同^シ、^ハ彼^ノ不^動明^王ハ、^ハ此^ノ事^ヲ形^シり、○彦^火々^出見^尊御
 の傳^ハの轉^キ多^ク事^ヲ形^シり、^ハ名^義古^事記^傳十六[、]
 出^ル、^ハ通^ル、^ハ見^ル、^ハ果^ト同^ク、^ハ御^稱、^ハ出^テ、^ハ又^テ此^ノ御
 名^ハ、^ハ天津^日繼^所知^召、^ハ乃^レ御^稱名^ヲ、^ハ火^ハ折^リ尊^亦、^ハ號^彦火^々出^見尊^古事
 何^リ、^ハ下^ニ一^ニ書^ク、^ハ火^ハ折^リ尊^亦、^ハ號^彦火^々出^見尊^古事
 記^ハも^ハ火^ハ遠^理命^亦、^ハ名^{天津}日^高日^子穗^々手^見命^と何
 火^ハ折^リ、^ハ此^ノ時^乃御^名、^ハ有^ル、^ハ此^ノ火^ハ折^リ
 云^フ、^ハ御^名を^略、^ハ聞^ク、^ハ事^ヲ形^シり、○火^ハ明^命是^尾
 張^連等^始祖^也、^ハ何^レ、^ハ此^ノ御^子等^乃御^父尊[、]
 何^レ、^ハ御^兄弟[、]、^ハ誤^リ、^ハ此^ノ記^を、^ハ形^シり、

そを保阿加利と云保ふ古書皆火字を用ゐるに依
 て上は御兄弟生坐る處を火乃故事の如く此
 火の事あるに就て撰者誤りて上を削り此を加ら
 きと見えたり此乃火を思ひ誤りて事明字も同じて上あり引
 る古事記も正哉吾勝勝速日天忍穗耳命御合高木神
 之女萬幡豐秋津師比賣命生子天火明命云云とあり
 きまは此の十一字の削りて上丁千々姫生れ下へ加
 入るをて天津彦云云乃御名乃上ふ次と云字をか
 補べると既訓考九ふ云りあはせ見え居る名義又尾張連
 乃事も同九卷卅丁出 三子の二子と爲べし○久之の下彦火
 又出見

尊の崩の處ふに此佐志久阿利と訓べし今本エサ
 後久之とあり此佐志久阿利と訓べし今本エサ
 テと訓るをて此を如此不意ふ書きしに此間此事
 傳無きはた寛大に記さきり多し訓づき格
 何べけれと思ひ得此尊の御子彦火々出見尊を古事記み故日子穗々出見
 命者坐高千穗宮伍佰捌拾歳御陵云云とあり此久
 之を瓊々杵尊の下に屬てり天津の上は加祀と云
 辞を添て讀むと云此久之と云の御世に坐る間
 年數を云ふあきと傳無きは今ありがごと記傳十七
 の八十三丁に此紀三卷首自天祖降臨以逮于今一
 百七十九萬二千九百七十餘歳とあり是ハ通々藝命
 より三御代の年數なり今假し此數を三御代に算し
 く分つ時ハ一御代大九六十萬歳計づる多し然
 るを古事記に日子穗々手見命伍佰捌拾歳とあり
 此よなき短きみは彼總ての數と甚く相かあはざる

由故御合坐て數百年経て後崩3年の少く以前も尊
不令尊生坐るとして其御姨玉依姫乃御年數百
歳あり是ハ鏝ウ又別魚ありけきハ赤くむあ
ぎ又彦火く出見尊此御世よ坐し間ふくもあむ
と云むくさくハ神日本磐余彦天皇ハ此尊不令尊の
御子よ坐み日向國を發立給つるハ四十五歳とあり
きくハ此天皇尊不令尊此御年若坐て生坐る時ハ
玉依姫乃御年の數又數百歳経て後懷妊給ひし
此神代の奇しき事訓考二卷 ○崩紀中崩字ハ天皇ハ
五丁目ハ云り合せ見る ○崩紀中崩字ハ天皇ハ
此用ありきあり 飯豊青尊二柱のみありき此ハ
神代も亦御代々々の天皇の例のおと書きしハ誤
なりはれば訓ハ上一卷乃處々ふ見えしハ例よ依て
加牟佐利坐幾と訓ハ 加牟阿賀利ハ言ハる事也
乃降あり給へるハ天地の初發より乃事あり此御世

の項を然ありは其言の傳りて天皇より以來貴
き人の死坐るハ御身無ふ依て神此現御身乃天へ昇
坐る如く皆神上利と申し降坐る事ハ現御身
ハ天よ生坐る此國土ハ降坐る事ハ現御身
時とて天へ上り坐し事ハ有し乃事ハ然るを
御身坐坐ぬ事をも神阿賀利と申し現御身の
時此如綴らハ今 筑紫ハ西國今世九の大
本の訓ハ用おがす ○日向ハ今此大隅薩摩を係て云る
名なり 既ふ出 ○日向ハ今此大隅薩摩を係て云る
名あり 大隅國ハ和銅六年ハ日向國ハ四郡を劃て建
人國と云て薩摩と云名ハ其隼人國の中此地名あり
ハ日向ハ小名ハ大名ハ日向ハ薩摩と改りハ大
寶より靈龜を此間引るハ古事記傳十六の四
十二丁目ありハ上も引るハ古事記傳十六の四
ハ可愛之山ハ諸陵式ハ日向埃山陵天津彦々火瓊
々杵尊在日向國無陵戸と見え前皇廟陵記ハ今ハ薩

摩國頴娃郡是也トヨリ古事記傳十七六丁御陵
必此トヨリ然乎諸陵式トヨリ何トヨリ向日
向國トヨリ記トヨリ後トヨリ日向トヨリ向日國トヨリ
記トヨリ大隅薩摩の域トヨリ在事トヨリ考トヨリ鹿兒島人白尾齋藏國柱乃神代山陵考トヨリ云物トヨリ可愛
之山陵薩摩國高城郡水引郷五臺村中山嶺トヨリ有トヨリ天
書トヨリ瓊々杵尊トヨリ云トヨリ葬筑紫日向縁之中山之嶺陵也トヨリ
何トヨリ云トヨリ今彼國體を考トヨリ頴娃郡と高城
郡とを南北邊トヨリ離トヨリ尋トヨリ上トヨリ卷トヨリ六トヨリ既トヨリ何トヨリ此トヨリ削トヨリ○陵トヨリ古事記
也御陵トヨリ何トヨリ同傳十七八丁萬葉二トヨリ大玉之トヨリ恐トヨリ也御陵トヨリ

任流トヨリ山稱及鏡山爾トヨリ云云とある御陵トヨリ師トヨリ考トヨリ古トヨリの
天皇の山陵トヨリを御トヨリと云トヨリつらむ此トヨリ御陵トヨリと書
きトヨリれどトヨリみきぎトヨリの訓トヨリがトヨリ必トヨリみトヨリかトヨリ訓トヨリとトヨリ書
りトヨリとトヨリりトヨリ此トヨリ紀仁徳卷推古卷トヨリ難波トヨリ陵トヨリと云トヨリ地名
りトヨリ又美佐トヨリの紀トヨリと云トヨリも古トヨリき名トヨリあり和名抄トヨリ具トヨリ送トヨリ美山陵
美佐トヨリの岐トヨリ又官諸寮陵美佐トヨリの岐トヨリ乃豆加佐トヨリと何トヨリ但
其天皇乃御陵トヨリと云トヨリ時トヨリ美波加トヨリと云トヨリづトヨリ其御陵を
指トヨリて美佐トヨリの紀トヨリと云トヨリづトヨリ其天皇乃美波加トヨリと云トヨリと
云トヨリむが如トヨリ其天皇の美佐トヨリと何トヨリ多トヨリ依トヨリ美佐トヨリの紀トヨリと
訓トヨリづトヨリ名義考トヨリの紀トヨリの城トヨリありトヨリと云トヨリと云トヨリ谷重遠トヨリの御トヨリ也
をトヨリ小トヨリあトヨリと云トヨリ○葬トヨリ加久志奉利トヨリ幾トヨリと訓トヨリ是トヨリよトヨリ何トヨリ
古事記トヨリ發トヨリ時トヨリ段トヨリ此三柱神者並獨神成坐而隱身又國

主神の僕者於百不足八十堀手隱而待あどり多ハ現
御言ふ、御身乃事形きども、又人の死體を地下に斂るは是と
同トされれば加久須といふ云ふあり

日本書紀訓考十卷終

明治十一年十二月六日版權免許
同 十九年七月 出版

註解人 故

關 四郎太

新瀉縣平民

出版繼續人

關 榮太郎

越後國栢崎新助町

發賣人

北畠茂兵衛

東京日本橋尾

通壺丁目拾五番地



